

第4次草津市男女共同参画推進計画後期計画 取組内容対照表

資料5

目標1 男女共同参画の意識づくり (1) 意識啓発の推進

施策番号	施策	取組内容（現計画の内容）	取組内容案（後期計画の内容）	担当課
1	広報くさつ・市ホームページ等を通じた啓発	○男女共同参画推進条例等の周知や、意識啓発に努めるとともに、多世代に情報が届くよう工夫しながら発信します。	○男女共同参画推進条例に定める基本理念や女性に対する暴力をなくす運動等について、意識啓発に努めるとともに、多世代に情報が届くよう工夫しながら発信します。	男女共同参画センター
2	講演会や講座等の開催による学習機会の提供	○セミナーや講座等を開催し、学習機会の充実を図ります。	○市内小・中・高等学校や市民を対象とした男女共同参画に関するセミナーや講座等を開催し、学習機会の充実を図ります。	男女共同参画センター
3	男女共同参画に関する情報の収集・提供	○男女共同参画についてのアンケート調査を定期的に実施し、市民の意識の変化を把握します。 ○世界、国、県の動向について積極的に情報収集、提供に努めます。また、SDGsについての啓発に努めます。	○男女共同参画についてのアンケート調査を定期的に実施し、市民の意識の変化を把握します。 ○世界、国、県の動向について積極的に情報収集、提供に努めます。また、SDGsについての啓発に努めます。	男女共同参画センター
		○男女共同参画に関する図書について適切な収集・整理を行い、市民等に提供します。	○男女共同参画に関する図書について適切な収集・整理を行い、市民等に提供するとともに、男女共同参画センターと連携しながら図書の展示等により情報提供を行います。	図書館 南草津図書館
4	男女共同参画の視点による表現媒体の点検	○男女共同参画の視点に立ち、広報くさつ・市ホームページ等の点検を行います。	○男女共同参画の視点に立ち、広報くさつ・市ホームページ等の点検を行います。	広報課
		○屋外広告物について、申請書類や現地確認等により、不適切な表現がないことの確認を行います。	○屋外広告物について、申請書や現地確認等により、不適切な表現がないことの確認を行います。	都市計画課

目標1 男女共同参画の意識づくり (2) 教育の充実

施策番号	施策	取組内容（現計画の内容）	取組内容案（後期計画の内容）	担当課
5	男女の人権尊重や男女共同参画についての教育の充実	○全小中学校において、道徳科、家庭科、総合的な学習などで県が発行する「男女共同参画社会づくり副読本」の活用等により、児童・生徒が男女共同参画についての教育を行います。	○全小中学校において、道徳科、家庭科、総合的な学習などで、児童・生徒へ男女共同参画についての教育を行います。	児童生徒支援課
		○子どもたちが社会人、職業人として自立していけるよう、キャリア教育を推進します。	○子どもたちが社会人、職業人として自立していけるよう、小中学校においてキャリア教育を推進します。	男女共同参画センター 学校政策推進課
		○主に中高生を対象に、次世代育成事業として、デートDV、性の健康教育等に係る学習機会を提供します。	○デートDV防止、性の健康教育等こどもの成長段階に応じた学習機会を提供します。	男女共同参画センター

施策番号	施策	取組内容（現計画の内容）	取組内容案（後期計画の内容）	担当課
6	性の多様性を踏まえた学校教育環境の点検・改善	○ 学校教育環境・内容を点検し、LGBT等性的マイノリティへの配慮が必要な点、合理的理由がなく男女の別が残されている状況の改善を図ります。	○ 学校教育環境・内容を点検し、性的マイノリティへの配慮が必要な点、合理的理由がなく男女の別が残されている状況の改善を図ります。	教育総務課
				児童生徒支援課
7	教職員における男女共同参画に関する意識の醸成	○ 男女共同参画に関する意識を高めるための研修およびハラスメント防止に関する研修を実施します。	○ 男女共同参画に関する意識を高めるための研修およびハラスメント防止、児童生徒対象性暴力の防止に関する研修や情報提供等を行います。	学校教育課
				児童生徒支援課

目標2 男女がともに自立して生きるための条件づくり （3）ワーク・ライフ・バランスの推進

施策番号	施策	取組内容（現計画の内容）	取組内容案（後期計画の内容）	担当課
8	働き方改革、ワーク・ライフ・バランスについての啓発、男性の育児休業等の取得の推進	○ 働き方改革、ワーク・ライフ・バランスについて啓発します。 ○ テレワークの活用等多様で柔軟な働き方に向けた取組を推進します。 ○ 男性の育児休業等の取得推進について啓発します。	○ ODXを活用した働き方改革、ワーク・ライフ・バランスについて啓発します。 ○ テレワークの活用等多様で柔軟な働き方に向けた取組を推進します。 ○ 男女がともに日常的に家事・育児・介護を分担する意識の啓発を行います。 ○ 育児・介護等の休業制度の整備および利用しやすい環境づくりに向けた取組を推進します。特に、男性の育児休業等の取得推進について啓発します。	男女共同参画センター
				商工観光労政課
				職員課

目標2 男女がともに自立して生きるための条件づくり （4）多様なライフスタイルに対応した子育て支援・介護支援の充実

施策番号	施策	取組内容（現計画の内容）	取組内容案（後期計画の内容）	担当課
9	子育て支援の充実	○ 児童育成クラブや病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センターなど、子育て支援の充実を図ります。	○ 児童育成クラブや病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センターなど、子育て支援の充実を図ります。	こども若者政策課
				子育て相談センター
		○ 多様な保育ニーズや保護者の就学状況等に対応した質の高い就労前教育・保育を提供するため、認定こども園等の環境整備や定員確保に取り組みます。	○ 多様な保育ニーズや保護者の就学状況等に対応するため、少子化傾向と保育ニーズの変化を見極め、保育士の確保と施設整備を一体的に進めます。	幼児施設課
		○ 子育てにおいて孤立することなく安心して楽しんで子育てできるよう「切れ目のない子育て支援」を行います。	○ 子育てにおいて孤立することなく安心して楽しんで子育てできるよう「切れ目のない子育て支援」を行います。	子育て相談センター

施策番号	施策	取組内容（現計画の内容）	取組内容案（後期計画の内容）	担当課
10	ひとり親家庭への支援	○ひとり親家庭に対する相談対応や児童扶養手当の支給など、自立生活に向けた支援を行います。	○ひとり親家庭に対する相談対応や児童扶養手当の支給など、自立生活に向けた支援を行います。	こども家庭若者課
		○ひとり親家庭の医療費の一部負担金の全部または一部について助成します。	○ひとり親家庭の医療費の一部負担金の全部または一部を助成し、 <u>経済的負担の軽減を図ります。</u>	保険年金課
11	高齢・障害者家庭への支援	○高齢福祉サービスの適切な運用を図ります。 ○認知症の人を含む誰もが安心して暮らせる地域づくりに努めます。	○高齢福祉サービスの適切な運用を図るとともに、サービスの周知・啓発に努めます。 ○認知症の人を含む誰もが安心して暮らせる地域づくりに努めます。	長寿いきがい課
		○介護保険サービスの充実と制度の適正な運用を図ります。	○介護保険サービスの充実と制度の適正な運用を図り、 <u>介護者の負担軽減や介護離職の減少を目指します。</u>	介護保険課
		○障害福祉サービスの充実と制度の適正な運用を図ります。	○障害福祉サービスの充実と制度の適正な運用を図り、 <u>新たな事業所の整備促進等によるサービス量の確保に努めます。</u>	障害福祉課

目標3 男女がともに安心して暮らせる環境づくり （5）さまざまな課題・困難を抱える人々への支援

施策番号	施策	取組内容（現計画の内容）	取組内容案（後期計画の内容）	担当課
12	相談支援の充実と周知	○さまざまな課題・困難を抱える女性が気軽に安心して相談ができるよう相談窓口の周知を図ります。 ○相談者の状況に適正に応じられるよう、相談員の資質向上のための研修機会を充実させます。 ○女性総合相談窓口の設置により、ワンストップ支援を行い、さまざまな課題・困難を抱える女性の相談支援を行います。 ○カウンセリング等の専門相談の設置について検討します。 ○相談時の託児について検討します。	○女性専用カウンセリングや女性の居場所づくり等を行い、 <u>困難な問題を抱える女性等が早期に相談窓口につながり、必要な支援を受けることができるよう、関係機関と連携しながら取り組みます。</u> ・DV相談 ・男女共同参画相談 ○相談時の託児支援により、相談しやすい環境づくりに努めます。 ○相談者の状況に適正に応じられるよう、相談員の資質向上のための研修機会を充実させます。 ○さまざまな課題・困難を抱える方が気軽に安心して相談ができるよう、相談窓口の周知を図ります。	男女共同参画センター
			○困難な問題を抱える高齢者を早期に把握し、相談につなげるよう、関係機関との連携に取り組みます。	長寿いきがい課
			○社会生活を送るうえで様々な悩みを抱えているこども・若者を対象に、相談窓口での相談支援を行います。	こども家庭若者課
			○妊娠期から子育て期まで、相談や訪問等を通じて気軽に相談できる機会を設けるとともに、各子育て支援施設での親子の居場所づくりを実施し、保護者の不安を解消するとともに、相談支援の充実に努めます。	子育て相談センター
			○福祉の総合相談窓口「人とくらしのサポートセンター」において、生活困窮をはじめ福祉に関する総合的な相談を受け、相談者に寄り添いながら、関係機関等と連携した相談支援を行うとともに、多機関協働事業により、各分野で対応困難な複雑化・複合化した課題を抱える人や世帯の支援における総合調整を行います。	人とくらしのサポートセンター

施策番号	施策	取組内容（現計画の内容）	取組内容案（後期計画の内容）	担当課
13	DVの防止およびDV被害者の自立に向けた支援	○母子生活支援施設など既存の施設や制度を活用しつつ、被害者の保護に努めます。 ○庁内外の関係機関・窓口と連携しながら相談および継続的な支援を行います。	○母子生活支援施設など既存の施設や制度を活用しつつ、被害者の保護に努めます。 ○庁内外の関係機関・窓口と連携しながら、相談および継続的な支援を行います。	男女共同参画センター
				こども家庭若者課
				家庭児童相談室
		○DV防止に関する啓発を行います。	○DV防止に関する啓発を行います。	男女共同参画センター
14	関係窓口・機関との連携強化	○さまざまな社会資源や専門的知見が活用できるよう、庁内の関係窓口や庁外の関係機関と連携会議を行うなど連携の強化を図ります。	○さまざまな社会資源や専門的知見が活用できるよう、庁内の関係窓口や庁外の関係機関と連携会議を行うなど連携の強化を図ります。	男女共同参画センター
				家庭児童相談室
				関係課

目標3 男女がともに安心して暮らせる環境づくり （6）性と健康の尊重

施策番号	施策	取組内容（現計画の内容）	取組内容案（後期計画の内容）	担当課
15	性を理解・尊重するための教育、啓発	○保護者等の理解を醸成しつつ、幼児期から性教育を実施し、子どもの発達段階に応じて、性・生殖や性感染症（STD）についての正しい知識の普及を図ります。 ○リプロダクティブ・ヘルス／ライツ等性の理解・尊重に関する啓発を行います。	○保護者等の理解を醸成しつつ、幼児期から性教育を実施し、こどもの発達段階に応じて、性・生殖や性感染症（STD）についての正しい知識の普及を図ります。 ○リプロダクティブ・ヘルス／ライツ等性の理解・尊重に関する啓発を行います。	男女共同参画センター
				幼児課
				学校教育課
16	性を踏まえた健康づくりの支援	○子宮頸がん・乳がん検診等の受診勧奨を図るとともに、性を踏まえた健康づくりの相談・支援を行います。 ○妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。	○子宮頸がん・乳がん検診等の受診勧奨を図るとともに、性を踏まえた健康づくりの相談・支援を行います。 ○妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。 <u>○将来の健やかな妊娠・出産を迎えるため、若い世代へプレコンセプションケアの観点から啓発を行います。</u>	健康増進課
				子育て相談センター
17	性暴力、ストーカー行為、セクハラ等の防止に向けた啓発と相談	○性暴力、ストーカー行為、セクハラ等の防止について啓発するとともに関係機関と連携し相談に応じます。 ○教職員等へセクハラ等に関する研修を実施します。	○性暴力、ストーカー行為、セクハラ等の防止について、啓発するとともに、関係機関と連携し相談に応じます。 ○教職員等へ性暴力やセクハラ等に関する正しい知識を広めるため、定期的な研修を実施します。	男女共同参画センター
				学校教育課

施策番号	施策	取組内容（現計画の内容）	取組内容案（後期計画の内容）	担当課
18	性の多様性を踏まえた啓発や相談、環境づくり	○LGBT等性的マイノリティに関する相談対応を進めます。 ○LGBT等性的マイノリティに対して理解が深まるよう啓発を進めます。	○性的マイノリティに関する相談対応を進めます。 ○性的マイノリティに対して理解が深まるよう啓発を進めます。	男女共同参画センター
				人権センター
		○LGBT等性的マイノリティに対する取組について精査し、対応について検討します。	○国や県の動向を注視しながら、性的マイノリティに対する差別や偏見をなくすための取組を進めます。	人権政策課
			○国や県の動向を注視しながら、性的マイノリティに対する差別や偏見をなくすための取組として <u>研修の開催や教材の作成を推進</u> します。	人権センター
			○ <u>草津市パートナーシップ宣誓制度を通して、性の多様性や性的マイノリティの方々への理解が深まり、また誰もが人生のパートナーと安心して暮らすことのできるよう取組を進めます。</u>	人権政策課

目標4 男女がともにあらゆる分野に参画できる社会づくり （7）男女共同参画の地域づくり

施策番号	施策	取組内容（現計画の内容）	取組内容案（後期計画の内容）	担当課
19	コミュニティ活動における男女共同参画の促進	○まちづくり協議会、町内会などの地域コミュニティや、NPO、ボランティアなどの活動において、男女共同参画を促進します。	○まちづくり協議会、町内会などの地域コミュニティや、NPO、ボランティアなどの活動において、男女共同参画を促進します。	男女共同参画センター
		○地域のしきたりや慣習を見直すための啓発を行います。	○地域のしきたりや慣習を見直すための啓発を行います。	まちづくり協働課
20	地域防災における男女共同参画の推進	○自主防災組織における女性の参画を推進します。 ○避難所運営に際し、男女のニーズの違いなど、男女の双方の視点による適切な配慮を図るとともに女性の運営への参画を促します。	○自主防災組織における女性の参画を推進します。 ○避難所運営に際し、男女のニーズの違いなど、男女の双方の視点による適切な配慮を図るとともに女性の運営への参画を促します。	危機管理課
21	草津市立男女共同参画センターの運営	○男女共同参画の推進拠点として、各種団体の男女共同参画に関する取組支援や交流促進を行うとともに、協働による事業展開に努めます。	○男女共同参画の推進拠点として、各種団体の男女共同参画に関する取組支援や交流促進を行うとともに、協働による事業展開に努めます。 ○ <u>市民団体やキラリエ草津の入居者団体と連携しながら、交流の場や学習の場となるように努めます。</u>	男女共同参画センター

目標4 男女がともにあらゆる分野に参画できる社会づくり （8）男性の家庭生活への参画促進

施策番号	施策	取組内容（現計画の内容）	取組内容案（後期計画の内容）	担当課
22	男性の家事、育児、介護等への参画促進	○男性の家事・育児・介護等への参画についての啓発を行います。 ○男性の家事・育児・介護等の学習機会の提供を行います。	○男性の家事・育児・介護等への参画・分担についての啓発を行います。 ○男性の家事・育児・介護等の学習機会の充実を図り、多くの方に啓発を行います。	男女共同参画センター

目標 4 男女がともにあらゆる分野に参画できる社会づくり (9) 女性の活躍推進

施策番号	施策	取組内容（現計画の内容）	取組内容案（後期計画の内容）	担当課
23	女性の活躍推進に向けた気運の醸成	○女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・推進に向けた働きかけを行います。 ○女性活躍や働き方改革等に関する啓発を行います。	○女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・推進に向けた働きかけを行います。 ○女性活躍や働き方改革等に関する啓発を行います。	男女共同参画センター
		○多様で柔軟な働き方の実現に向けた市民・事業所への啓発を行います。	○多様で柔軟な働き方の実現に向けた市民・事業所への啓発を行います。	男女共同参画センター
				商工観光労政課
24	女性の職業能力の開発と就業のための支援	○就職や起業、キャリア形成（職業能力の習得）を支援します。	○就職や起業、キャリア形成（職業能力の習得）、リ・スキリング等の学びやデジタルスキル習得を支援します。	男女共同参画センター
		○女性の就労相談に応じ、就労のための情報提供を行うとともに関係機関・窓口と連携した支援を行います。	○女性の就労相談に応じ、就労のための情報提供を行うとともに関係機関・窓口と連携した支援を行います。	男女共同参画センター
				人とくらしのサポートセンター こども家庭若者課
25	市民活動団体および女性リーダーの育成	○男女共同参画を推進する団体や女性リーダーの育成を図ります。	○男女共同参画を推進する団体や女性リーダーの育成を図ります。	男女共同参画センター
26	政策・方針決定の場への女性の参画促進	○各審議会等における女性委員の割合について50%を目指して取り組みます。 ○子育て中の方の女性の審議会等への参画推進のため、託児支援を実施します。	○各審議会等における女性委員の割合について50%を目指して取り組みます。 ○子育て中の方の審議会等への参画推進のため、託児支援を実施します。	男女共同参画センター
		○地域における各種団体の方針決定の場への女性の参画を促進します。 ○政治分野における女性の参画を推進するための啓発を行います。	○地域における各種団体の方針決定の場への女性の参画を促進します。 ○政治分野における女性の参画推進や環境整備のための啓発を行います。	男女共同参画センター
			○市の管理的地位にある女性職員の割合の向上を目指して取り組みます。	職員課